

東近江市芸術文化祭「芸能フェスティバル」売店出店者募集要領

1 趣旨

この要領は、東近江市芸術文化祭「芸能フェスティバル」において、売店出店者の募集に関し、東近江市芸術文化祭売店設置運営要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 設置日及び設置会場

売店の設置日及び設置会場は下記のとおりとする。

また、募集数は、5店舗とし、出店する位置は、東近江市芸術文化祭実行委員会（以下「芸文祭実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

日程：令和8年11月23日（月・祝）

場所：東近江市あかね文化ホール駐車場（東近江市市子川原町461番地1）

3 実施時間

午前10時から午後5時まで

ただし、芸文祭実行委員会は実情に応じて実施時間を変更することができる。

4 売店の規模及び設備

(1) 規模

1店舗当たり約10㎡を基本とする。

なお、芸文祭実行委員会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

(2) 設備

必要な発電機、消火器等、運営に必要な備品はすべて出店者で準備すること。

5 出店料

出店料は1台につき1,000円とする。

6 売店の配置

売店の配置については、芸文祭実行委員会が出店の内容等を考慮し、決定するものとし、出店者決定後、通知することとする。

7 出店申請

出店希望者は、下記書類に必要事項を記入の上、添付書類を添えて受付期間内に芸文祭実行委員会事務局へ持参又は提出すること。

必要書類

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 出店者及び販売員の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードの写し等公的機関が発行した顔写真のあるもの）
- (6) 営業に関する許可申請書等の写し
- (7) 市税の未納がないことが分かる書類（完納証明書、納税証明書（写し可、発行から3箇月以内のもの））

※申請書等は、芸文祭実行委員会事務局（東近江市教育委員会生涯学習課）に備え付け、又は市ホームページに掲載する。

※その他、遵守事項等の詳細については、別紙要項を参照すること。

8 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、イベント参加者等のニーズ、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。

なお、応募数が募集数を超過した場合は、上記内容を基に、実行委員会が出店者を選定する。

9 受付期間

令和8年5月11日（月）から令和8年6月30日（火）まで

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日除く。）

※郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

10 その他

(1) 出店に当たっては、東近江市芸術文化祭売店設置要項及び本要領を遵守すること。

(2) 提出された書類に含まれる個人情報については、芸文祭実行委員会が売店の選定、設置及び運営のために使用するものとし、その他の目的に使用しない。

また、芸文祭実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会又は調査を依頼することができるものとする。

(3) 出店期間中に、所轄消防署の立入り検査が行われる場合があるので、その指示に従うこと。

- (4) 出店者は、要項第 20 条の賠償に備え、損害保険等に加入すること。
- (5) 危険物等の取扱いについては関係法令に従って適切に実施すること。
- (6) 荒天等により、やむを得ず売店の出店を中止する場合がある。その際は、芸文祭実行委員会から速やかに該当する出店者に連絡するものとする。
また、出店者が出店を取り止める場合は、必ず芸文祭実行委員会事務局まで連絡することとする。

11 提出先

(1) 持参の場合

滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号
(東近江市役所東庁舎)

(2) 郵送の場合

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号
東近江市芸術文化祭実行委員会事務局
(東近江市教育委員会生涯学習課内)

12 問合せ先

東近江市芸術文化祭実行委員会事務局
(東近江市教育委員会生涯学習課内)

担 当：山本、安居

電 話：0748-24-5672

F A X：0748-24-1375

E-mail：syogaika@city.higashiomi.lg.jp